
平成30年 第2回 芦屋町議会定例会会議録 (第3日)

平成30年6月13日 (水曜日)

議事日程 (3)

平成30年6月13日 午前10時00分開会

日程第1 一般質問

【出席議員】 (12名)

1番 内海 猛年	2番 松岡 泉	3番 今田 勝正	4番 刀根 正幸
5番 妹川 征男	6番 貝掛 俊之	7番 田島 憲道	8番 辻本 一夫
9番 川上 誠一	10番 松上 宏幸	11番 横尾 武志	12番 小田 武人

【欠席議員】 (なし)

【欠員】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 中野 功明	書記 横田 和雄	書記 中山 理恵
----------	----------	----------

説明のために出席した者の職氏名

町長	波多野茂丸	副町長	中西新吾	教育長	三柵賢二
モーターボート競走事業管理者	大長光信行	会計管理者	村尾正一	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	池上亮吉	芦屋港活性化推進室長	水摩秀徳	財政課長	柴田敬三
都市整備課長	松浦敏幸	税務課長	縄田孝志	環境住宅課長	井上康治
住民課長	藤永詩乃美	福祉課長	吉永博幸	健康・こども課長	濱村昭敏
産業観光課長	溝上竜平	学校教育課長	新開晴浩	生涯学習課長	本石美香
競艇事業局次長	藤崎隆好	企画課長	浮田光二	事業課長	木本拓也

【傍聴者数】 15名

午前 10 時 00 分開会

○議長 小田 武人君

おはようございます。

ただいま出席議員は 12 名で会議は成立いたします。よって、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1. 一般質問

○議長 小田 武人君

本日は、昨日に引き続き、一般質問を行います。

あらかじめ提出されております通告書の順により質問を許します。

本日は、妹川議員の一般質問に関して、参考人として地方独立行政法人芦屋中央病院の森田事務局長に御出席いただきました。よろしく願いいたします。

それでは、5 番、妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

○議員 5 番 妹川 征男君

5 番、妹川です。

皆さんおはようございます。本日は大変お忙しい中、参考人として御出席いただき、まことにありがとうございます。通告書の前段に記載しているとおり、院外薬局などについて芦屋町や病院に対する厳しい意見と不信感が増幅しております。これはとりもなおさず芦屋町議会に対する不信感でもあります。

私は、病院に対する不満や不信感が今以上に増幅しないためにも、早急に実態を把握し、対策や解決策を見出すため、病院経営責任者のお考えをお聞きしたいということで、参考人招致をお願いしました。よろしくお願いします。

では、通告書に基づいてお話をしていきますが。

本年 3 月 1 日に芦屋中央病院が新築移転しました。その際、院内薬局を希望する多くの町民の声に反して、院外薬局となったのみならず、薬局敷地内に売店を隣り合わせる形で設置されました。外来患者たちは院内薬局、院内売店の方がよかったと嘆いておられ、厳しい意見が圧倒的であり、大変不人気です。

そこで①に対してですが、外来患者の院外薬局に対するニーズをどう捉えておられますか。また、②院外薬局に対する外来患者の厳しい意見を把握されていますかと。このことについて、まずお聞かせいただきたいと思います。

○議長 小田 武人君

参考人に答弁を求めます。森田参考人。

○地方独立行政法人芦屋中央病院事務局長 森田 幸次君

まず、1番目の質問にお答えいたします。

外来患者の院外薬局に対するニーズをどう捉えているのかということですが、患者さんには複数の診療科、医療機関を受診して、多くの薬を服用している人が多く見られます。特に高齢者の方はこのことが顕著であります。このことを踏まえて考えると、患者さんが院外薬局へ望むことは服用している全ての薬を管理してもらうことであると考えています。具体的には、院外薬局の薬剤師さんに服薬情報の一元的、継続的の把握をしてもらうことで、次の5項目について期待することができます。

1点目は、医師が処方した薬が適正な薬で用法が間違いないかのチェックをしてもらえることです。2点目は、多剤重複投薬のチェックです。薬の数を減らすことにつながります。3点目は、飲み合わせのチェックです。飲み合わせにより相互作用が生じ、効果が薄れたり悪影響が出たりすることを未然に防ぐことができます。4点目は、丁寧な服薬指導をしてもらうことで、薬の理解が深まり、飲み忘れ、飲み残しの防止となり、残薬の解消へとつながります。5点目は、薬について不安なことが出てきた場合には、いつでも薬のことで相談できることです。以上のことが実現できれば、患者さんの薬物療法の安全性、有効性が向上し、さらに短い時間で間違いない確実な薬を受け取ることができれば、これから院外薬局利用者のニーズは今以上に圧倒的に高まっていくものと考えます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

では、今、②もお願いしたんですが、外来患者の厳しい意見、院内薬局よりも、前のようですね、病院の院内薬局でしたけど、正式には院内調剤所。まあ通常院内薬局と言いますが。そのほうがよかったと、そういう厳しい意見なんかはいかがですか。

○議長 小田 武人君

病院事務局長。

○地方独立行政法人芦屋中央病院事務局長 森田 幸次君

今、2番目の質問にお答えいたします。芦屋中央病院下の院外薬局については、待ち時間が長いということとか、待合スペースが狭いなどの意見を伺っております。待ち時間につきましては、病院としても待ち時間短縮に向けた是正要請を行っております。その結果、徐々にではありますが、その効果が現れてきていると聞いております。また、厳しい意見のほかに、夜8時まで開いているのでよい。日曜日も開いているから助かる。コンビニも隣接し、またイトインスペースがあるので、飲食もできながらゆったりとした気分で待つことができると好意的な意見もいただ

いております。病院として今後も引き続き、院外薬局の状況を継続して注視し、院外処方箋の処方箋が4日間有効であること。またアプリを使用すれば、スマホで事前に薬局へ処方内容を送れることなど情報を患者さんに啓蒙していくように薬局に対して強く要望していきたいというふうに考えております。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

まあ事務局長も御存じのように、ちょっと私の妻がですね、3月5日から1カ月ほど入院いたしましたし。私も今、リハビリに通っています。その関係でですね、患者さんと多くの患者さんと触れ合います。そしてなぜ院内薬局にしてくれなかったのか、なぜ売店がないのかというような現場の声をですね、再三聞くんですよ。そして私が議員であるということを知れば、抗議、抗議のようにね、議会は何していたのかと。確かに住民説明会では、院外薬局になるということについて、そういう住民説明会でも異議を唱える方もおられましたけれど。まさか実際に院外薬局に行くことによって大変であるというその嘆きと、嘆きとですね、怒りの声。そういうのがある現場的にね、現場主義といいますか、直接面接で聞くわけですよ。私だけじゃなくてほかの議員さんも一昨日はですね、今田議員が33名のそういう外来患者さん、薬局に来られる方についてアンケートというか、お話をされたところはですね、全ての人が今までどおり院内薬局がよかったというようなことを言われていましたね。それで今、話の中でですね。私が聞いた話たくさんありますけど切りがありませんので。

例えば、なぜね、病院会計の支払いが遅い。何で現金払いか。何でクレジットカードが使えないのか。これは窓口の職員も言われます。100メートルも歩くエレベーターで乗り降りの操作が大変。車椅子に乗った患者さんなんかね、特にね。それから薬局での薬の受け取りが遅い。立ち並んでいる。私も産業医科大に行って処方箋もらって、かかりつけ薬局ではありませんが、とにかく行ってみました。遅かったですね。私、昼から行きましたからね。朝行ったら多かったので、昼行きました。そして、いろいろな話をしたら、二十数名の方とお話しをしました。病院でも話でもしましたけれどね、そういう。なぜ、院外処方箋のファクス送信コーナーがないのかとかね。病院入館のドアの開きが遅いとか。売店を病院内にコンビニの店員が持ち込んでいるが、なぜそのようになったことになってしまっているのか。薬局が芦屋町から借りた土地をコンビニに又貸ししている。おかしい。結局スーパー麻生の場合ですね、芦屋の土地をスーパー麻生がクリーニング店に又貸ししてますね。してるんですよ。そういうことと同じではないか。また外周道路から薬局へ行く進入道路は非常に難しいと。入りにくい。病院内の案内サインが各所にあるが、見えにくいとか。交通体系の見直しをしてほしいと。交通会議はあるでしょうけど、住民の

声が反映された取り組みをしてほしいとそういうことをですね、言われるわけですよ。これは、院外薬局にするという説明の中に非常にメリットをたくさん書かれてありましたね。これに住民説明会の資料によりますと、診察終了後の会計待ち時間が短縮されます。これですね、これのね、これ。薬局について。会計、私も何回かお金を支払いましたがね、長いですね。お客さんはおられないんですよ。私は昼から行きますからね。なのに長いし。薬局はですね、15分から20分、30分ぐらい待った人もおられるそうでね。それで、その処方箋を渡して、後から来ますというようなことを説明された方もおられますから、かかりつけ薬局というのがあってね、近くの病院でもいいんですよ、薬局でもいいんですよということはお知らせいたしましたけどね。結局はどうなんでしょうね、もうお話、回答のようなことを言われましたが、診察終了後の会計の待ち時間が短縮されたのか。5番目。それと、上記院外薬局での待ち時間が短縮されたのか。この資料によりますと、住民説明会の資料によれば短縮されます。全然逆のように思えるんですけど、いかがですか。

○議長 小田 武人君

病院事務局長。

○地方独立行政法人芦屋中央病院事務局長 森田 幸次君

いろんなことを妹川議員おっしゃいましたが、現在病院の中でも施設面に関しては、使用して3カ月目になりますので、点検、使い勝手とか利用状況を見ながらですね、不都合があるところは是正していこうというような形で今取り組んでおります。いろいろなことを今、言われましたので、私はお答えできる範囲でお答えしますけど。売店につきましてもですね、やはり院内に業者というか、入ってもらって、売店を運営してもらおうということが一番望ましいというふうに考えた中で、誘致を進めてきたんですが、やはり当院程度の規模では、やっぱり採算が取れないということでお断りされたというのが現状であります。現状については、病院の下にある薬局がコンビニを運営していますので、病院のイートインスペースでですね、会計横のスペースのところは午前中です。午前の10時から2時までは上でサテライトの売店という形で運営をしていただいております。その必要に応じて売店の品物の数もですね、ふやしていただいているところでございます。

いろいろ病院だけでは解決できないところは、いろいろな所と協議をしまいいっておりますので。薬局、病院から下に降りられて薬局のほうに入りにくいというところも警察と協議の中で何かポールが立っているような状況で、そういう入りにくいという御意見も伺っております。いろいろな面で病院としてもそういう意見を受けとめながら、改善できるところはしていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

では、あの3番目にですね、③患者が支払う診療代及び薬代はどう変化したのかと。

私は、平成27年9月議会でですね、質問をいたしました。院外薬局の薬代は院内薬局よりも2.5倍くらい高いと言われているがということについてですね。回答は院外薬局の場合のほうで処方箋料や調剤点数が高く設定され、また加算項目が多く設定され、それが加算されて患者負担は割高になると。まあ、そういうことですね、ある患者さんがですね、薬代は少し安くなったような気がするというふうにおっしゃったんですが、じゃあ病院で払った会計のお金と合わせてくださいよ。計算されたら、高くなっているというようなこと言われたんですが、いかがですか。やっぱり両方合わせてですよ、何%、何十%くらい上がっていると思います。患者さんたちはですね、例えば1,000円としますよね、両方合わせて。でも1割負担ですから100円ですよ、支払うのが。仮に倍の2,000円になっても1割で200円で済むんですから、100円が200円だから、そんなに上がったとは思わないだろうと思います。3割負担の人は1,000円は300円、2,000円であれば600円と上がるわけですから、非常に高くなったなあというのがわかるんですけど。実際、診療の薬の中身によって違うでしょうけど、大体どれくらい、ざくっとでいいですから、上がっているだろうと思いますが、いかがですか。

○議長 小田 武人君

病院事務局長。

○地方独立行政法人芦屋中央病院事務局長 森田 幸次君

3番目の回答を先にお答えしてよろしいでしょうか。（「3番目です」と呼ぶ者あり）はい。院外処方の場合にはですね、調剤基本料や管理料、薬歴管理料がかかり、病院よりも調剤料が高いため、院内処方に比べて料金が高くなっていると言われております。しかしながら、院外薬局は院内薬局よりジェネリック薬品の使用率が圧倒的に高いことから、かなり多くの薬にジェネリックが採用され、処方された薬全てがジェネリックになる場合があることから、患者さんから以前よりも支払い額が安くなったという御意見もよくお聞きいたします。そのほか、薬局に置かれた環境や規模、業務内容によって調剤基本料が異なってくることもあります。例えば、1カ月に受け付けする処方箋の枚数や特定の一つの医療機関からどの程度処方箋を受け取っているか。いわゆる集中度や大型チェーン薬局などさまざまな条件によって、診療報酬の点数が違っていますので、支払い額も違っていきます。2年ごとに行われている診療報酬の改定では、過去10年間ぐらいを見てもですね、薬価は引き下げられている現状が続いております。今回の診療報酬の改定では、薬局の調剤基本料の見直しが行われ、特に病院下の院外薬局、特に当院下の院外薬局につ

いては、その所在が当院の敷地内にあるという認定がされていることから、基本的な調剤基本料1というのがございますが、それが410円となっております。それと比べると調剤基本料3ということで100円となっており、一番低い設定となっております。結果的に以上のことから、患者さんが選ぶ院外薬局や処方内容によって患者さんが負担する金額は違ってくるのが現状でございます。一概に何%高くなったとかいうのは、高くなった、安くなったというのは、患者さんの状況とあと薬局がどういう薬局であるかということで違ってくるのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

なかなかですね、病気の内容によって、薬の内容によってですね、計算の違いがあると思いますが、一般的に言ってですね、当然、さまざまな項目があるわけですから、そのことによって値上げされているのは間違いないというふうに聞いております。

それでですね、じゃあ次は今、5番、7番は短縮されたのか。次はですね、6番目、中央病院下の薬局、院外薬局に外来患者が持ち込む処方箋の割合は。これは4番と6番と一緒にですね。4番は新病院開院後、3カ月間の1日平均の外来患者数及び処方箋発行枚数はどれぐらいありますか。それと病院下の院外薬局に外来患者が持ち込む処方箋の割合はと。お願いします。

○議長 小田 武人君

病院事務局長。

○地方独立行政法人芦屋中央病院事務局長 森田 幸次君

4番目の質問にお答えします。3月から5月までの1日平均外来患者数は約330名。処方箋の発行枚数は約150枚となっております。

6番目の御質問ですが、当院の処方箋の発行枚数はわかりますが、当院下の院外薬局に当院の処方箋が持ち込まれている枚数につきましては、これは一企業の情報でありますので、この場で当院がお答えすることは、差し控えさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

330名の外来患者さんがおられて150枚の処方箋を発行されて。じゃあ病院下の外来患者。私は、あの例えば産業医科大とかいろいろな病院にかかったことがあるんですけど、大体の方々

がですね、80から90%の方々は、下に降りていっておられると思うんですね。私、見てみますと。それで私は逆にこんなに待ち時間があるならば、近くの薬局でもいいんですよ、かかりつけ薬局ということでね、私がちょっとお示しするわけですけども。知らない方が非常に多いですね。90%から80%の方が行かれていると思うから。だからこそ院外薬局の受付が非常に長い。みんな立ち並んでいるということなんですよ。だからそこでなぜ、先ほど言いましたように、処方箋をファクスで送らないのかとか、それから若い人はスマホでその写真を撮って、すぐポットね下の薬局に送ると。非常に便利ですと。特に若い人は。処方箋ができたらオーケーとできましたというようなことのシステムがありますが。今現在はその送信、ファクスはないですね。もう時間がないので、何か検討をね、していただければいいかなと思いますので、できないのか、できるのか。その辺に含めても検討していただけたらと思います。

それで今、説明したようにですね、まだまだいろいろな御不満や御意見たくさん、切りがないんですね。だから、不満は本当に最高潮に達しているのではないかと。そういう声を聞きますと、患者さんから抗議とも取れるような厳しい意見、議会で上げてほしいということがあったんですね。それで今、私の住民の声というのは、ほんのまだ一部だと思うので、病院として、また町としてですね、その実態を把握するために、面接方式とかアンケート方式でそういう御不満や御意見や、そういうことについて実態調査を試みたらいかがですか。

○議長 小田 武人君

病院事務局長。

○地方独立行政法人芦屋中央病院事務局長 森田 幸次君

今の妹川議員の御質問の中で、院外薬局の待ち時間関係につきましては、実際来られている患者さんからそういう声もお聞きしますので、私ども、私も行きましたし、院長も行きましたし、薬剤部長も行きましたし、実際の状況を下の薬局に行ってですね、確認しているところであります。あの、これは7番目の御質問の回答と重なりますので、ちょっと7番目の回答をちょっと述べさせてもらいます。

当院が3月に新病院に移転してから、同時に下の、病院下の院外薬局も3月から開局しております。当初は曜日によっては、待ち時間が長いとの御意見がございましたが、病院から再三ですね、実態を調査した中で、御意見もお聞きした中で、待ち時間短縮の対策要請を薬局のほうにしております。その成果もあって、最近特にですね、待ち時間は少なくなってきているというふうに聞いておりますので、薬局のほうも努力していただいております、取り組んでいただいております。

それとファクスの件につきましては、当初もファクス、特に大きな病院についてはファクスが設置してあるところがございます。これにつきましては、薬剤師会が主体となってファクスを設

置いて、案内人を設置して、患者さんが希望する院外薬局にファクスをするという方式を取っておりますが、これも薬剤師会のほうからはいろいろな問題があってできないということ、返事をいただいております。それであれば、病院が設置すればいいじゃないかという御意見もございしますが、当院の下の薬局がですね、敷地内薬局というふうに九州厚生局の方から認定されておりますので、病院が置いて下の薬局にファクスが流れるということは、誘導に当たるのではないかなという疑念を持たれる懸念がございしますので、病院側としては、今回ファクスの設置を断念したところでございます。それとあと薬局のほうにも要望として、先ほど言われましたようにアプリを利用して情報を流すということを積極的に患者さんに働きかけをしてほしいという要望も出しておりますし。それと処方箋の期限が4日間ということでもありますので、二度手間にはなるかと思っておりますが、患者さんが都合がいい時間帯または薬局がすいている時間帯、そういったところの利用を説明していただいて、患者さんが都合がいいような形で薬局を利用していただければいいというふうに私どもは考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

まだね、3カ月、病院が開院して3カ月、薬局もそうなんです。だからまだまだ様子を見らなければならぬのかもわかりませんが、わずか3カ月の間にですね、このような大きな問題というか、町民にとってはね、外来患者さんにとってみれば、非常に不満が増幅しておりますから、少しでも早くね、その実態を把握して解決策を取っていただきたいという思いで今、発言しておりますが。

もともとですね、この院外薬局にせざるを得なかったでしょうけれど、私は当初からね、病院の中の院内処方、調剤所のようなのをですね、設置すれば、このような問題点なんかはなかったんじゃないか。ただ病院としては、かかりつけ薬局とか、分業制度とかそういうほうのというか、規則に基づいてやらざるを得なかったんでしょうけれど。私も再三、九州厚生局ないしは厚労省本庁にも問い合わせましてね。別にね、院内薬局、いわゆる院内調剤所にしたからといって罰則もなく、締め付けもありませんよ。病院経営者の判断で決められるものですと。間違いありませんよ。そのように言われて今さらながらね、私はまだ残念でたまらないんですよ。やっぱり院内の調剤薬局と院内薬局をね、すればよかったなあと。私は本当に外来の患者さん、処方箋をもらいに来られる患者さんに本当に申しわけないと思っています。私の力不足だったのかなと思いますけど。そういう意味ではここでね、できればいい方法ないだろうかと。

そこで国の動向はどう変化しているのかと保険薬局の規制の見直しというのが、平成28年1

0月1日から見直しがあつてますね。その辺を説明していただけますか。

○議長 小田 武人君

病院事務局長。

○地方独立行政法人芦屋中央病院事務局長 森田 幸次君

薬局が構造とかどういうことをお答えしていいのかちょっとわかりませんが、確かに院外薬局が高いということで、国もある程度認めているところはあるのではないかなというふうに考えております。その中で、診療報酬の改定の中で、国もいろいろな薬局に対する施策を打ち出してしております。それはなぜかと申しますと、今の院外薬局が、特に大きな病院の門前薬局が多く所在しているわけなんですけど、国は地域包括ケアの中で地域に薬局があつて、それを近くの薬局を住民の方に利用してもらおうという考えがございます。そういう意味で、先ほど薬価がずっと下がっているというお話もいたしましたけど、高いと言われていたいろいろな調剤料とか管理料とかの見直しも行われてですね、薬局の実態に合った診療報酬の点数付けをしているところが、今回の改定でも見られました。端的に言えば、大型チェーンとか、そういったところは、要するに、言い方が悪いんですが、もうけ過ぎているという考えがあるのではないかなと思うんですが。そういったところを先ほど申しました実態によっては診療報酬の点数を下げておりますので、そういう意味で、今後薬局の体制というのは変わっていくものというふうに考えております。

それと28年の4月から、かかりつけ薬局、かかりつけ薬剤師という制度が始まりました。これにつきましても、薬局側につきましても、その体制づくりとして、いろいろな形を今、その体制を整えているところでございます。そういった意味で、今後の薬局が地域包括ケアの実現に向けて、その体制がかかりつけ薬局、かかりつけ薬剤師という薬局の体制に変わっていくものではないかなというふうに考えておりますし、そのようになるように国もビジョンの中で、薬局のビジョンというのがありますが、その中でそのビジョンを実現していくために、いろいろな政策を打ち出していくのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

私の質問の趣旨から少し離れているような気がしましたが。

平成28年10月1日から薬局と医療機関との独立性に関する規制が一部緩和、厚生労働省は従来、処方箋を持った患者が医療機関から薬局に行く際は、一旦公道を通るように求めており、両者が隣接する場合には、間をフェンスや壁で仕切るよう指導してきましたが、10月1日から両者を隔てるフェンスや壁は不要になる。医療機関の敷地内に薬局を開くことが可能となります。

現行ではですね、そういうふうでしたけれど、改正後は一体的な構造の解釈を改め、公道等を介することを一律に求める運用を改めることとする。原則として、保険医療機関、芦屋中央病院でいいですが、と保険薬局が同一敷地内にある形態も認めるとなると、今、全国の病院は、この敷地内に当然条件が4つほどありますね。その薬局が公道から見えるところで、患者さんも自由にそこに入れることとか3つ、4つの条件がありますが。このことですね、今あるその病院下の薬局をですよ、その病院敷地内に移転するとか、ないしは新たに募集をかけるとか、そういうことができるということなんですが、いかがですか。

○議長 小田 武人君

病院事務局長。

○地方独立行政法人芦屋中央病院事務局長 森田 幸次君

薬局の開設につきましては、今、妹川議員がおっしゃられた内容も一部間違いではございませんが、あくまでも薬局を開設するに当たって、最低限の条件というか、そういったものがございます。それは薬局が公道に面していること、公道とはどういう道かということ、不特定多数の方が通る道であるという定義がなされております。当初から、やはり患者さんは病院から近い薬局が望ましいということで、ずっと開院前から薬局の位置について検討してまいりました。私たち薬局を開設するわけではないんですが、九州厚生局のほうに上のほうに開設できるかということでも伺ったこともあります。その中で九州厚生局の見解としては、まだあの時は外周道路ができていませんでしたので、できた状態でしか判断できませんから、今は判断できませんという回答がございました。それとできた後、実際ある道を見て判断するということでしたので、それでも先ほど言いましたように、あの外周道路というのは、病院と横の運動公園ですかね。そこに行くがための道であるので、不特定多数の方が通る道とは認められるかどうかというのは疑問ですねという返事がありました。そういうことを踏まえると、今の段階で九州厚生局がどう判断されるかわかりませんが、私どもはまだその条件に合致しているとは考えておりません。そういったことでまだ上の敷地内に薬局が開設できるかという検討にも至っていないというのが現状でございます。以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

28年の10月1日にそういう改正があっていますから、少し九州厚生局もそれから、厚生労働省のですね、見解もですね、少しずつその辺の利便を図ってですね、患者さんに利便を図って、検討していく。それはまたいろいろと検討課題であるというような話も聞いておりますからですね、ぜひですね、今のような形で前向きにですね、考えていけたらと思います。その規制緩和

の発端はもう御存じかも知れませんが、2014年10月フェンスなどで仕切られていると体が不自由な人、車椅子を利用する人、子供連れ、高齢者にとっては不便なので、一旦公道に出て行き直すという杓子定規な考え方は見直してほしいという行政相談を受けた総務省が、厚労省に改善を要請しました。翌15年には政府の規制改革会議は規制の見直しを答申し、こうした動きで、推される形ですね、厚労省は規制緩和を決めましたと。まあ、そういう流れがあるわけですけど。芦屋町の場合は100メートルも歩いてエレベーターで降りて、その交差点を通過とね、そういう実態、それからアンケートを面接等のアンケートをとってですね、それを持って厚労省九州厚生局にお願いして移動できないのかと。また新たにそういう公募してもいいのかどうか、その辺も含めてですね、やっぱり検討していただきたいなあというふうなことを思っております。

時間が来ましたので、これでこの件については終わりたいと思います。

○議長 小田 武人君

以上で、妹川議員の一般質問における件名1は終わりました。参考人の退場を求めます。（「どうもありがとうございました」と呼ぶ者あり）

[参考人 退場]

○議長 小田 武人君

それでは、続けて妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

では、次の件名、清潔で公平・公正な行政に向けてということで始めていきます。

今、国会では森友学園、加計学園問題における公文書廃棄、決裁文書の改ざん問題、また自衛隊日報の隠蔽問題など民主主義の根幹を揺るがす深刻な事案の枚挙に暇がなく、異常事態国会化としています。それを踏まえて、我が町を省みれば、やはり町民のための正常な行政が行われているかと考えると、そうではないのではないかとと思われる点が多々あります。特に、平成22年度から続いてきた特別養護老人ホームの応募手続が清潔で公平・公正に行われてきたか、いまだなお、疑問は深まるばかりです。この特養問題を決して幕引きさせてはならぬという町民の強い声を受け、特に田屋、柏原の方々。次のことについて問います。今回は住民説明会に限って、質問いたします。次回には、まだまだたくさんこの問題については聞きたいことがたくさんあります。今回は住民説明会に限ってということです。

(1) 平成22年度の(株)最上が提出したとされる田屋地区住民説明会議事録を受理した責任者は誰かと。はい。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

田屋地区住民説明会議事録は、事業者が作成した協議書の一つとして町が収受したものでございます。文書の収受に関しましては、芦屋町文書事務取扱規程第7条第3項第1号の規定により、課の文書の収受は文書取扱責任者である係長が処理することとなっており、第一義的には担当係長が責任者として位置づけられております。ただし、同規程第6条の3には、文書管理責任者である課長が、その課における文書事務が適正かつ円滑に処理されるよう職員を指導しなければならないと規定されていますので、最終的には文書を収受した当時の担当である福祉課長でございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

お手元に配付しておりますこのプリントですね。このプリント。住民説明会議事録。開催日時は平成22年6月11日、芦屋町田屋地区公民館、出席者黒塗り。夏井ヶ浜福社会理事長、最上慶一（予定）。その後、黒塗り。隣接地主、黒塗り。議事内容、18時30分に何々の発声で説明会を開催、何々が社会福祉法人設立に至る経緯を説明。理事長の予定の最上慶一が設立の趣旨、事業内容、建設内容、説明並びに福岡県の事業者認定を条件とするので、事業化されない場合があることを説明。何々から全面的に賛同の意思を確認。何々から全面的に賛同の意思を確認。20時に何々が閉会宣言。こういう住民説明会議事録は、私のニュースレターですね、私のニュースレターに何号でしたっけ、ニュースレターでこれをそのまま印刷して、町民の全町民に配付したんですよ、20号ですね。そのままね。田屋区民は怒っていましたよ。俺たち何もこの総会やらしていないよと。何でこんなのがその出てくるかと。またこんなものを何で町が受け取るん。今、何か事務管理がどうのこうの言いました。受け取ったのは福祉課でしょう。

右のほう見てください。これは高齢者支援課が高齢者福祉主管課各市町村で係、山口、野本、有田、係長浜本、退職されました。課長は藤崎さん。もう課は変わっておられますけれども。これが4月21日に受け付けられた、こういうのが来たわけですね。そして、こういうのが受け取ったのはこの2、4、5名の中のお一人だろうと思う。さて、どうですか。この住民説明会議事録を今現在見られて、その後田屋区民に確認されましたか。当時の区長、名前は言いません。Y氏や3人の組長に確認しましたか。いかがですか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

これは前にもお答えしましたけども、確認はしておりません。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

同意書があるんですね。これは社会福祉法人設立と特別養護老人ホーム建設の件、要件。これは当時のY区長さん、もう名前も言っているんですけどね、御本人知ってありますから。ここでは公にしないようにしましょう。田屋区長のY氏がですね、最上さんが自分の家に来られましたので、どうだろうかと。これ、私個人の印鑑、私個人、区長ですね。区長の判断ではできませんよ。いや区長の同意があればいいんですよ。区長の同意さえあればいいですよと言って印鑑を押された内容は、社会福祉法人設立と特別養護老人ホーム建設に当たり、隣接地域の何、何、何は、区長の名前は、Y氏は、道路整備事業の推進に対して承諾いたしますと。ということで、この同意書は町のほうに提出されていると思います。ねえ、藤崎課長。まあいいんですけどね、きょうは担当が違うから。これが出ていると思うんですけど、この住民説明会議事録なんかつくった、した覚えはありませんし、していませんよと。どうなんですか。この同意書はあの、いただいていますか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

平成22年当時の整備方針におきまして、これも以前答弁させていただいたんですけども、住民説明会議事録、関係区域の住民説明会議事録、これはつけてくださいというのが県の整備方針の考え方でございます。それと合わせて事業者のほうで田屋の区長に対して、同意書を求めてそれを書いていないものまでつけておられたようなもので、それを一式、町のほうでは当時受領しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

じゃあ、この左側の住民説明会議事録も受け取ったということでもいいんですね。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

はい、当時は一番最初に申しあげましたとおり、協議書の1つとして受け取っております。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

当時の区長の同意もあると。同意はあると。住民説明会議事録もあると。その時の担当課の方がですね、これよく見てください。その次の2番目になりますかね。平成22年度の応募書類の提出締切日は大体いつでしたか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

平成22年5月18日に町ホームページで公募の期間を示し、協議書の町への提出締切日は平成22年6月11日としておりました。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

この起案書ですね、平成29年度高齢者福祉施設と施設整備にかかわる協議手続については、複数の協議書が提出された場合、1事業者計画を選定するのに時間を要するため、町への書類提出期限を6月11日と決めてよろしいかお伺いします。また、その周知を広報で行うべきですが、時間がないため町のホームページにより周知を行います。締切日提出期限は6月11日ですよ。それはそれでいいでしょう。ところでですね、よく御覧になってください。これ、住民説明会議事録は開催日は平成22年6月11日の18時30分から20時までですよ。夜中にやってるんですね。そしてどうやって6月11日に提出できるんですか。おかしいと思いませんか。はい、どうぞ。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

当時、受付期限の日は定めておりました。しかしながら時間まで定めていたものではございません。これは私の経験なんですけれども、平成24年度整備分として公募した際、ある事業者は締切日に書類を持ち込まれたんですけれども、受理の過程で書類の不十分な点が多々あって、再提出等を求めた結果、結果的に午後10時を過ぎて受理した経緯がございます。このようなこともありますので、関係区域への住民説明会の開催調整がうまくつかず、締切日当日となったこと

も考えられますので、説明会を終えて必要な資料を受け付けたものと考えられます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

夜の10時に受け付けたということですね。まあ、そういうこともあるから夜の10時に受け付けたというふうになっているんですね。はい。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

夜の10時に受け付けたのは、私が平成24年の時に受け付けた事務で、それは経験上のお話をしているだけでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

じゃあ、この件についてはどうなんですかと聞いているんですよ。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

そういう経験がございますので、こういうこともあり得るのかなということで、当日追加資料として、住民説明会の会議録が提出されたことが考えられますと答弁した次第です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

そういうことがあってもしかるべきことかもしれませんが、こんなことがね、締め切りは厳守しなければ行政業務は成り立たないじゃありませんか。例えば、高校入試、大学受験でね、願書を提出するときに、教授や教師がちょっとね2時間、3時間、4時間遅れた、時には1日遅れたということだって、それは受け付けられないんですよ。必ずこういう公募処理については、時間を厳守すると。期日厳守。そういうことが認められるようであればね、遅れてもいいんだという指導なされたのかどうか。県の留意事項には何と書いてあると思いますか。

次の見てほしいんですが。もう一つのプリントにね、この平成22年度の整備方針について。

下のほうにですね、1、市町村長の意見書については、当該市町村の老人福祉計画、施設の建設に対する地元住民の意見等を踏まえですね、3番目は施設の整備を計画しているものと十分な協議を行い、そして適切に審査することとなっています。当然こういうたくさんの応募書類を提出するのは期限厳守でありましようが、事前打ち合わせ会というのがあります。今の福祉行政にしても何でもですね、書類を出すときには事前打ち合わせ会がありますけど、事前打ち合わせ会をした日はいつですか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

手元に資料を持ってきておりませんが、お答えは、ちょっと本日はできません。それと先ほど言いましたように、一番最初、答弁で日にちは決めておりましたけれども、時間まで決めていないということで、持って来られればですね、民法上12時を経過しない限り、私どもとしては逆に受け付けなければならないという状況であったことも事実でございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

議長。今のいつ打ち合わせ会を打ち合わせといいましようかね、その書類の点検ですね、漏れがないか、記入漏れがないか、こういう事前の打ち合わせの会があるんですよ。今までずっとあっていました。いつしたかですね、そこを次回、この会が終わってでもいいですから、日にちをどういふことをしたかといふことを提出するように申し出してください。お願いします。

○議長 小田 武人君

福祉課長いかがですか。

○福祉課長 吉永 博幸君

22年度の受け付けでございますので、公文書の保存期限というのが5年間に決められておりますので、基本的には廃棄処分になっていると思いますので、ちょっと私の意識の中ではいつ受けられたといふのは、お答えできないということで回答させていただきたいと思います。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

このですね、いい加減なといふか、ずさんな住民説明会議事録といふのは、これはNPO法人ニューオンブズマンがですね、文書非開示の開示請求をした。地裁で町は負けましたね。高裁で

また町が負けましたね。その時の町の証拠書類として、この住民説明会議事録なるものが出ています。これではありませんが、最上から住民説明会をやったという説明文が出た。で、もう一つ御本人、最上からも提出されていますということで、開示請求したところ、まあこれが出てきたんですね。で、新たにまた出てきたのが、ちゃんと名前は全部じゃありませんが、書かれているものも出てきております。まあ、やはり今、森・加計問題がありますけども、やはり住民、この情報というのは、町の財産ではありませんで、やはり、国民、県民、町民の財産です。知り得た情報は請求はあるなしにかかわらず、積極的に情報を開示すると。そして愛媛県知事がうそを述べることについて、やはりうそは、当の本人だけの問題じゃなくて、他人まで巻き込んでいくというような発言がありました。まあそのようにですね、またある人は、ジャーナリストは、うそを重ねればうそを重ねて20回分うそをつかなければなくなっていくというようなこともマスコミ等でも書かれております。

私のきょうの結論はですね、また時間がありませんでしたから、まだまだほかにも分筆の問題、それから、さまざまな特養の問題についての問題意識を抱えています。やはり民主主義の根幹にかかわるようなことですので、また次回時間があればまた一般質問したいと思います。

以上で終わります。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

そういった御意見を。よろしいですか。我々、動議が出せませんので。御提案。執行部の。あとはどうするかは決めていただいて。

○議長 小田 武人君

はい。もう妹川議員の質問時間は終わりましたから。（「終わりました。議会介入せんほうがいい。議会介入はしないほうがいい」と呼ぶ者あり）（「いやいや、議会介入はしていない。で、ちょっと御意見を申し上げたい」と呼ぶ者あり）（「要らん」と呼ぶ者あり）

どうぞ、いいですよ。町長。（「要りません」と呼ぶ者あり）（「要ります、要ります」と呼ぶ者あり）

いいよ。（「要りません。要りませんは、要るか要らないか議長が判断することですよ」と呼ぶ者あり）（「時間、来ているじゃないですか」と呼ぶ者あり）

いや、妹川議員の質問時間は終わりました。執行部のほうから意見があるということですから、それを許可しますと私は言っているわけです。（「はい、どうぞ、どうぞ」と呼ぶ者あり）（「よろしいですか」と呼ぶ者あり）（「どうぞ」と呼ぶ者あり）（「よろしいですか」と呼ぶ者あり）

どうぞ。

○町長 波多野茂丸君

えっとですね、あのまあ、1年ぶりにまた妹川議員が特養問題を取り上げられたわけですが。この問題はですね、都合、16回、平成24年6月議会から28年の12月議会都合で16回ということで、29年度はなし。で、また突如として、今の話も前に何度も言われた話。そういうことはですね、これはあの、私はちょっと議長に議運でもいいんですから、審議していただきたいんですが。もうこれ以上出ないわけです。もう何十回しています。それで特別委員会なり、特別調査委員会をですね、設けていただいて、まあ全員協議会という名にはふさわしくないでしょうけど。特別委員会、その中で集中審議したほうがですね、よりお互いのために効果的ではないかと思えます。

今、我々は議会というのはこの一般質問というのは、議員の皆様方から一般質問を受けて答えるという立場。今の最後の妹川議員のその裁判の問題なんですけど、これは別にこの何ですかね、住民説明会の話は裁判ではなかったでしょ。あれは土地の問題で情報公開ができなかったんで、町は情報公開委員会にかけた、いや、これはすべきでない。それで裁判にかけられました。いや、これは裁判所で知り得ることですから、情報公開しなさいという、こういう裁判やったわけですよ。それを何か変に脚色されても困るわけで。まあするたびに課長を犯罪扱いするみたいな話なんです。まあ行政側の話もありますので、議場は言われたことに答えるしかないの、その特別委員会のほうがすっきりしていいのではないかと私は思いますので、そういう御提案をさせていただきます、後は議運なり何なりで十分協議していただきたいと思えます。御提案でございます。すみません。

○議長 小田 武人君

ただいまの件につきましては、議運の委員長と相談して方向性を出したいと思えますので、それでよろしいですか。そういうことで処理したいと思えます。

.....

○議長 小田 武人君

田島議員の一般質問を許します。田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

7番、自由民主党、田島憲道です。ただいまより一般質問をさせていただきます。

今回の（「ちょっと、よろしいですか」と呼ぶ者あり）どうする。（「一般質問で議員の批判をこのあたりですということはどういうことですかね、議長」と呼ぶ者あり）今から始めますから、

黙っててください。

○議長 小田 武人君

田島議員、発言に気をつけてください。

○議員 7番 田島 憲道君

はい、わかりました。（「議長、今の件で暫時休憩を求めます」と呼ぶ者あり）

○議長 小田 武人君

田島議員の一般質問を許します。田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

今回の一般質問なんですが、いつもね、入念に執行部の方と打ち合わせがあるんですけど、今回、ちょっとね、打ち合わせが一切なかったんで、聞き取りもなしということなんで、いつもと違うスタイルで僕はやっていきたいと思います。

でですね、あの、きょうのきょうまでですね、私自身、家族や店のスタッフに至るまで大変恐ろしい思いを今日までしてきました。特にね、この一般質問の通告を出してから、私に対するね、いろんな嫌がらせ、いじめですよ。いじめ、ね。僕はね、周りがね、被害届を出せと言うんですよ。しかしね、この一般質問まではね、これをやり遂げてからという思いで耐えてきました。しかしこれが終わったらわかりませんよ。私。折尾署に駆け込むかもしれませんよ。

では通告1、子供たちの安心安全を守ることについて。まずはですね、資料2見ていただけますか。これきょうパネルがね、今議会も使うことができなかつたんで、ちょっと説明しないといけませんけど。中学生の思いを描く将来の姿ということで、これはソニー生命、2017年の、去年のですね、アンケート調査で発表されて話題になりましたね。まずは女子中学生から見ていただきたいんですよ。これ、子供たちの夢ですよ。将来の夢。女の子のね、女子中学生がまずは1位見てください。歌手や俳優、声優などの芸能人になりたいと言うんですね。2位、女子中学生の将来思い描くなりた職業2位は絵を描く職業、漫画家、イラストレーター、アニメーター、かわいいじゃないですか。そして3番目にね、お医者さん。4番目が公務員。5番目が文章を書く職業ですね。これはライターなんですね。6位保育士と幼稚園の先生。7位が教師、教員、ゲームクリエイターです。9位デザイナー。女の子らしいじゃないですか。そして10位にユーチューバーなどの動画投稿者。同じくマスコミ関係者とありますけど。男子見てください、男子。男子の将来なりた職業、1位ITエンジニア・プログラマー。わかりますか皆さん。後ろの人わかりますか、この職業。1位ですよ、中学生のなりた職業。2番ゲームクリエイター。議長わかりますか。ゲームクリエイターって何の仕事か。3番、3位にユーチューバーなどの動画制作者、動画投稿者と書いてあります。4位がプロスポーツ選手。5位、ものづくりのエンジニア。6位、公務員。7位は学者・研究者。あと、社長など会社経営者、起業家ですね。9位に教師、

教員。また、同じくお医者さんということなんです。ここです、皆さんにちょっと考えてもらいたいのが女子が10位にユーチューバー、動画投稿者。男子は3位にですね、ユーチューバーなどの動画投稿者。ユーチューバー、何なんですか、この職業は。教育長、これ御存じですか、質問。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 三樹 賢二君

ユーチューバーというのがですね、私が現職でおるころはありませんでした。ところが、しゃべり場ですか。しゃべり場とか最近の中学生の話す中で、ユーチューバーになりたい、あるいはゲームクリエイターになりたいという子と実際に話したことはあります。どんなことをするのということを聞いたことはあります。ユーチューブでいろいろ投稿して、そこにたくさんのファンと言ったら言葉がおかしいんですけども、そういうことにつくことによって、スポンサーがつくと。そのことを職業としていくという、私どもはちょっと考えつかなかった職業が出てきたなあという、そういった考えを持っています。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

まさしくおっしゃるとおりなんです。これですね、こういう職業が今あるんですよ。皆さん、ヒカキンで御存じですか、ヒカキン、聞いたことある方。ヒカキン。ヒカキンさん、ね。これ、小学生、中学生、高校生もね、まあ見たら落ち着くって、ほっとするって言うんですよ。私、何回か見たけど、私はついていけないんですよ。笑えなかったんですが。まあ、あのですね、この人たちはどうやって収入を得ているかといったら、アフィリエイトという広告収入なんです。1回それを見たらね、0.何円とかいうお金が入ってくるんですよ。例えばヒカキンさんが週に2回、3回、アップしますよ。そしたら700万人とかいう人たちがこれを見るんですよ。するとね、1回アップすれば70万、80万とかいうお金がその方に、ヒカキンさんに収入として入ってくるんですね。これはね、何と言うんですかね、これに今、子供たちが憧れているというんですよ。こんなの職業じゃないと思って、私もちょっと頭かしげていたんですけど。NHKのプロフェッショナルという番組、僕、大好きな番組なんですけど、それにそのヒカキンさんが出たんですよ。NHKも認めている方だということだから、これはちょっとやっぱり時代が変わってきているんだなと思います。

ちなみにですね、芦屋町のPR動画、何回出ておるか、これまで1年以上経っていますかね。

何回アクセスがあるか御存じですかね。担当の方。誰ですかねこれ。企画政策課ですかね。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長 池上 亮吉君

申しわけありません。把握しておりません。

以上です。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

芦屋町のPR動画でしょ。つくった、生み出したら、それは責任がありませんかね。きのうチェックしたら、8, 484回ですよ。もう1年以上経っていますよね。去年の4月、3月末か何かアップして。これに対してね、500万位のお金を入れとるわけでしょう。どうなんですかね、これは。前回も一般質問で、これやりましたけど。これはつくればいい、後は成果を求めなくていいんですかね。八千四百何人というのは、100人ぐらいのとか300人ぐらい役場の職員が1日1回見れよといけば毎回300ずつふえていくような感じですよ。そういう操作もできますけど、これに対しては放置しておるんですか。それとも次に第2弾、第3弾つくっていくような考えはありますか、企画政策課長。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 池上 亮吉君

現時点では、この後のプロモーション動画の作成ということは考えておりません。

以上です。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

今後ね、いろんな意味でね、イメージチェンジとかね、イメージアップするような動画やら、こういう物を使っていかなければいけないと思うんですよ。まあしかしこれから先、アクセス数が相当ふえるような気もいたしますが。とにかくね、この職業、子供がなりたいた職業に政治家とかが全然入っていないんですよ。これちょっと残念だなあと思いましたね。町のリーダーになりたいとか、町長を目指すとかいう、首長を目指すとか、政治家になりたいとか、総理大臣目指すとかいう人がこの中にあっていいんじゃないかなあと。僕の子供のころは田中角栄さんとかいらしたしね、吉田茂さんとか坂本龍馬になりたいとかいうのもあったような気がしますけ

ども。まあ政治家がないということが残念であります。我々もちょっと襟を正していかなければいけないと思います。では早速入りますね。

要旨 1、犯罪をした者などの円滑な社会復帰を促進することを目的に再犯防止法が制定されました。去年 12 月には再犯防止推進計画が閣議決定され、その中で地方公共団体との連携強化のための取り組みが示されました。芦屋町の取り組みはいかがかお尋ねします。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

地域における再犯防止につきましては、法務大臣から委嘱を受けた民間のボランティアでございます保護司の方々が中心的役割を担っており、保護司の方々の活動支援を担当しています福祉課からお答えいたします。

昨年 12 月に策定された国の再犯防止推進計画は、犯罪をした者などの円滑な社会復帰を目指して成立した、再犯の防止等の推進に関する法律、いわゆる再犯防止法に基づいて策定されたものでございます。

これまで犯罪をした者などの再犯の防止対策は、主に国が担ってきた事務でございますが、当該推進計画では新たに、国と地方公共団体との連携強化などの取り組みが示されており、その中の現状と課題では、政府においては、各種の社会復帰支援のための取り組みを実施してきたが、その範囲は原則として刑事司法手続の中に限られるため、その後の支援は地方公共団体が主体となって一般市民を対象として提供している各種サービスを通じて行われることが想定されているとございます。一方で、地方公共団体には、犯罪をした者などが抱えるさまざまな課題を踏まえた対応といった支援のノウハウや知見が十分でないこと、支援を必要としている対象者に関する情報の収集が容易でないことなどの課題があり、地方公共団体が主体的に再犯の防止などに関する施策を進めていく上での課題となっていると記述されております。

また、当該計画における地方公共団体との連携強化等に係る具体的施策として国は、1つ、地域における必要な実態把握を行う地方公共団体への支援、2つ、地域が必要なネットワークを形成するための支援を行う。3つ目、犯罪をした者などの支援に必要な情報を提供することなどを示しております。

しかしながら、これら事項に関しまして具体性が乏しいため、法務省管轄の福岡保護観察所に確認したところ、国の再犯防止推進計画は抽象的な表現にとどまっており、現時点では、地方公共団体に対する連携強化などの取り組みとして、新しく何かを実施してほしいというものはない。従来から市町村が実施している保護司の活動支援を初め、毎年 7 月に実施している社会を明るくする運動への支援、社会復帰した場合の高齢者や障害者への福祉サービスを提供していただき

いというものでございました。

あわせて、福岡保護観察所からは、福岡県や九州行政監察局、地方検察庁等とともに国や県の役割等を明確にするため、平成30年度から意見交換の場を設置することとしており、その経過や情報を県内の市町村へ提供するので、その経緯を踏まえて、地域の実情に応じて必要な取り組みを検討してほしいとの回答をいただいております。

このようなことから、今後、国や県などからの情報提供や具体等が示されれば、市町村の役割とされた再犯防止施策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

る、ありがとうございます。今後ですね、積極的に芦屋町はこの件に関しては取り組んでいただかなければいけないと思うんですよ。私どもはですね、活動の中心はやっぱり住民相談ですよ。さまざまな不平や不満を町に対して思っている方もいますし、いや、これは執行部、行政には伝えることができないなら、そしたら、自分たちで解決してあげてという、これが私どもの活動の柱ですよ。

その中でですね、先日あるアパートを経営する大家さんからね、私、相談を受けたんですよ。家賃を滞納していると。いろんな問題が起きているんだと。それでまあこの一般質問の通告を受けた後だったから、窓口には所管の課には相談もせずに行ったんですが。知っているはずだという

よく知っている方たちと思うんですけど。これについてね、福祉課長、民生委員さんから、民生委員さんの担当ですよ。保護司とかね。だからこれについて何か知っていることありますか。そういう報告があるとかお尋ねします。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

情報は得ておりません。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

全く————何も聞いたことがないということですか。お尋ねします。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

そのとおりでございます。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

いやいや、僕はもうね、たくさんこの間、聞いておりますよ。去年、僕12月にここに立たせてもらった時にもやりましたよね。薬関係について。芦屋にゆかりのある人たちがここで去年の10月逮捕されて。これはもう相当前からやっぱり—————と思いますよ。

例えば、芦屋の夜の繁華街、どうなってますかね、今。町の状況を今、どのように感じますかね。町長、芦屋の夜の街、今、どのような状況か御存じですか。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

私はいんまり夜の街に出ないので、よく把握してないんですが。実態として把握していないということが自分でその場にいたこともないし、見たこともないということでございます。

今、議員が言われるような————件、福祉課長担当ではないんですが、これ、青少年問題協議会というのがございまして、年に2回ある。その時に必ず折尾署の少年係なりがお見えになって、————芦屋町の現状ですね、これくらい。実際のやっていることが特定されている、というような話ではないんですけど。それから青少年のいろいろな犯罪とか————、そういう情報は入れていただいております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

あのですね、皆さん御存じだと思いますが、私、お店やっているでしょう。15年なるんですよ。でね、あのね、雰囲気が違うんですよ、薬が出てくると。過去にね、2回あります。今回3回目ですよ。今回は異常なんですよ、町の雰囲気が。皆さんわからないでしょうね。あの町の中心の入り口の角っこにいたら本当に感じるんですよ。それでね、以前のときには、後でわかるんですよ。————やっぱり

ね。芦屋で商売するの難しいでしょうねと思っていたら、

ああ、やっぱりそうだったなあと思うんですね、本当ね。

今ね、実はですね、僕の店がね、麻薬の斡旋の巢窟とかとね、言われてるんですね。夜な夜な店を閉め切ってね、薬物をね、薬物パーティをやっているというんですよ。わかりますか。今ね、僕はね、木、金、土しか開けていません。なぜなら去年まではね、ちょっとね、学校に通ってましたよ。そういったこともありましてね、木、金、土。今ね、今もそれ続いているんですね。なぜならね、もう1人、うちのスタッフがいるんですけど、そのスタッフも仕事を持っているわけです。お互い別の仕事を持っているから、まあ今、木、金、土しか開けていないんですが、その中で実はね、そうやってね、うわさが出ているというんですね。

それでね、ちょっと資料をよく見てください。これね、ラリックマというやつですよ。ラリックマというのをね、もじっておるんですが。確認できたのはね、僕の店にラリックとる、これ、何て言うんですかね。これ薬物を乱用しているか、体内に入れている人が店に来ているということが確認できたんですよ。この先週末も1人、2人。ここずっとね、僕はもう悔しくてたまらないですね。うちの店に来ているということは、———そういう状況で御飯食べたりしているんでしょうね。いやあね、一番びっくりしたのはね、店をオープンしてすぐね、

———僕に挨拶に来て、これからもよろしくお願ひしますと言ってね。うわあ嬉しいね。5年は芦屋にいますからと言って。次に会った時にはね、何て言うんですかね、トローンとして覇気がないんですよ。ヨタヨタとするしですね。あら不思議だなあと思って、やっぱり朝早くから起きる人たちだからもう9時、10時にはもう眠たくなるんだろうと思ったけど。そういった感じの人がね、僕の店に何人も来とるんですね。これは僕もね、そういう状態の人なんて会ったこともないし、テレビの報道で見るだけだからね。そういう芸能人とか、元プロ野球選手が覚醒剤で捕まったという状況も間近で見たことがなかったんですよ。そしたらね、こういった人たちがラリックしているという状況なんでしょうね。僕はね、警察に相談したほうがいいのかなあと思ったんですけど、しかし、もしそれが違えば大変なことになるし、彼の将来も。もし本当だったら、彼の将来もありますからね。そういったことでね、ちゅうちゅうしておるところなんです。それでね、いろいろね、僕も一般質問する中で、調査していく中で、

———ちょっとおいおいやっていきます。

要旨2、再犯性の高い万引きや薬物使用犯罪等の危険性に関する学校教育がなされているのか

お尋ねします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

万引きや薬物使用犯罪等の危険性に関する学校教育について、まず、小学校の取り組みを御説明します。

小学校では、長期休業前の終業式に担任などから、規則の尊重や節度ある生活態度などの指導をしております。その中で、万引きは絶対してはいけないなどの指導もしております。また、道徳の授業の中で、規則の尊重についても指導しております。薬物については、毎年1回、薬剤師など外部の専門家を招聘し、薬物乱用防止の講演会を実施し、薬物の怖さについて学ばせております。

次に、中学校の取り組みを御説明します。

中学校でも、やはり長期休業前の終業式に担任などから、規則の尊重や節度ある生活態度などの指導をしております。その中で、万引きは絶対してはいけないなどの指導もしております。また、道徳の授業の中で、規範意識についても指導しております。加えて、年に3回以上、規範意識育成の講演会を実施しております。その中で、薬物乱用防止の講演会を実施し、薬物の怖さについて学ばせております。

以上です。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

ま

あこれ、きょう、きのう始まったわけじゃないんですよね。

例えばね、2年前にね、警察の少年課から問い合わせありませんでしたかね。教育委員会に。6人、この6人について。今現在、高校2年生と1年生です。そういった事例があったかお尋ねします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

私の方では警察からそのような問い合わせは一切受けておりません。

以上です。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

2年前の8月というと、課長は、課長の時代ですか。全然ありませんでしたか。わかりました。

じゃあ、質問行きますよ。平成27年9月に作成して僕らにも配付されました児童生徒指導上の問題行動・事件・事故の対応について。この中で重大案件が発生したときには組織する専門委員会がね、ありますが、ことしの1月22日に1回開催していると、これは3月の妹川議員の一般質問でありましたね。プライバシーにかかわることだからということで、詳しく内容は、御説明はなかったんですけど、今この生徒さんの状態はどのような状況でしょうか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

一般的に申し上げますと、改善の方向に進んでいると認識しております。なお、補足として、2回目、5月に同様の案件で専門家委員会を開催しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

2回目は5月にやったと。それは対象者は同じ方ですか、それとも違う方ですか。お尋ねします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

対象者は同一の人物たちで、1月に開催して対策を打った後の状況報告。その後、改善状況についての共通認識を持つ場で行いました。

以上です。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

それは改善しているという報告だったんですか。これじゃわからないですよ、中身は。名前を出さなくていいじゃないですか。何をやったのかということをお尋ねします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

とある問題行動を昨年末から年明けにかけて行いましたので、その対策について話し合っております。そして対応としては、折尾警察署少年課のスクールサポーター、警察官OBですね。そして戸畑にありますサポートセンター。こちらも少年課を経験した現職の警察官たちが行っておりますが、警察官の権限を持っている人間たちが、その子供たちに対して指導に当たっており、かなりの改善方向は見られているという報告を受けております。

以上です。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

何をやったか全然わかりませんよね、その子供たちが。まあ、いい結果が出ているというのだったらいんですけど。何か腑に落ちないんですけど。端的に聞きますよ、それは薬ですか、それともいじめですか。恐喝ですか。お願いします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。（「議長、動議」と呼ぶ者あり）（「賛成」と呼ぶ者あり）

動議が発令されました。（「私の時間でしょ、一般質問の」と呼ぶ者あり）動議が出ました。田島君、発言を謹んでください。賛成者もおられます。動議の内容をお願いいたします。

○議員 11番 横尾 武志君

あのね、こういう一般質問しちゃいかん。その覚醒剤をしたんか、恐喝をしたんか。これは司法の場で司法の警察官が今一生懸命その改善に向けてやりよるんやからね。うちの課長にね、それを犯罪名を言えとか、そんな一般質問ありますか。私はそういう話はないと思います。動議の理由はそれです。こういう一般質問しちゃいけない。（「議長」と呼ぶ者あり）（「休憩よ」と呼ぶ者あり）

○議長 小田 武人君

暫時休憩いたします。

午前 11 時 36 分休憩

午後 0 時 45 分再開

○議長 小田 武人君

大変お待たせいたしました。先ほど、横尾議員のほうから動議が出されました。これに基づきまして、協議した結果、田島議員の発言の中に不適切と思われる部分がございますので、私のほうで後刻精査をし、しかるべき処置をとらせていただきます。

では、引き続き田島議員の一般質問を許します。件名2のほうから質問を許可します。田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

皆さん、長らくお待たせいたしました。お昼時にですね、すみませんね。本当、おなかすいていると思いますが、今しばらくお待ちくださいね。

通告2、通告2ですよ。こっちからですよ。

○議長 小田 武人君

件名2。

○議員 7番 田島 憲道君

件名2。ちょっと待ってください、件名どれやったかね。件名2、これでしょ、いいじゃないですか、はい。

人々を犯罪や事故から守る防犯カメラについて。昨今の痛ましい事故や事件に対し、芦屋町でもようやく昨年度から、道路や各公共施設等に防犯カメラの重点整備が始まりました。①今後のさらなる取り組みをお尋ねします。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

防犯カメラにつきましては、これまでに町内に6カ所に設置したほか、不審者対策などとして、小中学校などにも設置しております。30年度は、中学校に防犯カメラ2台の増設を予定しており、今後も警察と協議をしながら随時、必要に応じ、設置に向け検討をしていきます。

また、防犯対策としまして、全ての公用車にドライブレコーダー38台を設置し、防犯、犯罪抑止力の強化とともに、交通事故発生時における事故責任の明確化を図っていきます。

以上です。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

今ついているね、カメラ、ちょっとね、精度というか解像度に難ありというか、まあ脆弱であるなあと感じているんですよ。実際、前回か前々回の議会のときに、委員会だったかな、その前にも資料請求したりとかして、ここでも確認したと思うんですよ。132万画素程度の解像度なんですよ。これでね、何かあったときにちゃんと警察に対して証拠になるのかなあとということを常々思っておるんですが。

先日、栗屋でひき逃げ事故がありましたよね。1カ月、2カ月ぐらい前ですかね。それで、岡

垣やったですかね。ちょっと、本当これ、芦屋の関係の方の事故が続いていたからあれですけど。岡垣の新聞配達員の方が捕まっている事件がありました。これについてですね、芦屋町の設置している今、栗屋のところですね、去年夏やったか、小学校、居眠り運転が小学校のラジオ体操帰りの子供たちのところに突っ込んだということがありましたよね。あそこのカメラが公民館前のカメラですね、あれについて警察から照会とかありましたか。お尋ねします。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

栗屋の交差点であった事故はですね、カメラの設置前にあっていました。そのあとの先ほど議員が申しました、4月の8日にあった事件で、映像のデータ、提供のほうをしております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

データは提供したと。その後は何も聞いておらんのですか。それは何て言うんですかね。職員が取りに行くやつですよ。あそこまで行って。SDか何かを抜き取って渡したということですか。教えてください。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

職員が取って、SDカードのほうを提供しております。警察からそれについてどうあったかというのは連絡はございません。しかしながら、ニュースのほうでこのデータが捕まった一つの要因であるということは言われていたと思います。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

ニュースのほうでそういうふうに芦屋町の防犯カメラの映像が捜査の解決の道筋、要因になったということ、これはいいですよ。あの程度の画像で、課長どうですか。見ましたか、画像。夜中の2時半とかの事故ですよ。最初に2人ひかれ、その方ひいてあって、花美坂在住の方が連絡して、最初にひいた方が実は岡垣の人だったということだったんですけど。その映像は課長、御覧になりましたか。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

見ております。その夜間にあった事故なので、はっきりとこう見える、このカメラはカラーでございます。そのかわり、夜間だったので、その色が本当に白黒同然。走っている車、人の顔や体形、体形などはわかるかもしれませんが、そこまではっきり見える状況ではありません。

以上です。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

やはりですね、僕ね、今よく、テレビのニュースとか、テレビでも特集があったりとかしますよね。警察24時とか。そこで出てくる防犯カメラというのは、結構ね、商店街についているやつとか、街灯についているやつ、立派なやつなんですよ。どうして町内こういうカメラが取り付けられないのかなと思っているんですが、しかし競艇場なんかはね、ついとるわけですよ。しっかりしたのが。よくあのテレビで見るような、本当しっかりしているんですよ。例えば、あそこ道路上ですよ、施設の中はもちろんだと思うんですけど、選手の宿舍ができましたよね。そのカーブのところですよ。給食センターのあるところの通り。あそこにしっかりしたカメラがついているんですよ。ああいうカメラがね、町内に街灯に設置できたらいいんじゃないかなあと思うんですが。

②に行きますね。競艇場に完備されている防犯カメラについて、そのシステムの概要等の詳細をお尋ねします。

○議長 小田 武人君

事業課長。

○事業課長 木本 拓也君

競走場には、場内ファンの動向を把握すること、競走場内での違法行為の防止対策を目的として、当時の運輸省等からの通達に基づき、監視カメラを設置しています。芦屋競走場では、平成26年度に従来アナログ形式であった監視カメラをデジタル形式のものに更新し、防犯監視システムとして整備いたしました。

監視カメラの設置台数は、スタンド棟、外向発売所及び駐車場など合わせて62カ所、その中には議員御指摘の艇庫前のカメラもございます。

使用している監視カメラの性能ですが、主に有効画素数約240万画素、光学30倍ズームのものを使用しています。防犯監視システムは、場内での違法行為の防止を目的としているため、

撮影された映像は、特別警備隊員が本場内の警備本部で常時監視、確認をしております。場内でトラブル等を発見した場合は、遠隔操作で映像の拡大・縮小、静止画像の撮影などを行いながら、警備員と連携して問題解決に当たっています。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

競艇場はデジタルの監視カメラを62カ所についているということですよ。画素は240万画素ですが、これは、1個当たりの金額というよりか、システムで導入されているということで、理解していいんですよ。これは毎年、毎年そのメンテナンス料がかかっておるのか。例えば、今、町内の6カ所、今後また8カ所ふえていくような道路のカメラは、メンテナンス料というのは、かかっていないと理解しておりますが、その2つをちょっとお尋ねします。

○議長 小田 武人君

事業課長。

○事業課長 木本 拓也君

競走場内の防犯監視システムに関する保守等の費用はありません。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

保守の委託料はかかっておりません。まず電気代がかかるくらいで、年間3万1,200円、それからSDカードを1年に1回交換しなくちゃなりませんので、それについては、4万1,000円ぐらいの予算となっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

やっぱりですね、今、商店街にはつけなきゃいけないと思うんですよ。それを商店街の組合長ですか。商連の組合長とかに正門通りの商店街のね。何度も話したことあるんですけど、町が設置するとか、こういうわけですよ。何かね、その、つけばいいじゃないですかね。町から補助金が14万ぐらい出とるじゃないですかね。いろいろな助成金があれば、しっかりしたものがつけれると思うんですよ。これがないからですね、我が物顔をしてね、

私の店にも入ってきたりとかしとる状況なんですよ。それでね、冒頭に言いましたけどね、うちの家族に危険がね、まあ怖い思いをしとるんですよ。脅かされとるわけですよ。そして店のスタッフにもですよ。そして、僕の友人たちです。友人の1人がね、そういう扱いを受けてね。もう、かわいそうじゃないですか。僕を慕ってきて、お店に来てくれる人に対して、そんな疑いをかけられたりしているわけですよ。これは議会の秩序を守るとかいうのもそうですが、私は家族や友人や店のスタッフや守らにゃいかんのですよね。そういうことをちょっと理解していただきたいと思うんです。町長、この件に関して御感想をお願いします。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

まあちょっと、さっきの続きみたいな話になるわけですが、まあ芦屋の防犯カメラにつきましてはですね、やはりどこにどういうふうにつけるかというのも最初から折尾署さんと協議してどういう機種がいいか、どういう場所がいいか。それは、やはり犯罪防止であるわけであって、そのことから適切にアドバイスを受けてつける位置は決めなさいというふうに言われております。

それで、今、議員が言われましたちょっとこれあれなんです、今お話を聞きよって、災害の場合に自助、共助、公助という言葉があります。我々行政は公助、いわゆる全町民の安全・安心のためにどこにつけたらいいかという、これは公助である。それからあと今、言われましたように、商店街、商店街の人はやはりそういうところは商店街の組合で今、言われたように、組合費を払われているでしょ。そういうような。そういうところで、ここに付けようとかみんなで協議されてです。大概よその町はそういうところは、組合でつけたり。それから個人の場合は、やっぱり個人でいろいろなところと契約。今、言ってる、今、テレビで散々何とかあるとか言って、ちょっと思い出しませんけど、そういうところと契約、アルソックか。そういうところと契約してですね、やっていると。企業とか個人の家は。だから3通りあると思うんですね。行政は行政としての立ち位置で防犯カメラをどこにつけたらいいかということをしんしゃくしておりますので、その辺の仕分けはですね、やはりしなくちゃいけないかなと思っております。大体どこの行政もそういうような取り組みだと思っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

大変、御見識ある御意見で、深く承りました。

それですね、あの何て言うんですか。今の商店街の入り口ですね、僕のね、店の前の交差点ですよ。あそこに2カ所ついておるわけでしょ。それは車しか映さないちゅうわけですよ。車の通り。過去ね、たばこ屋のおばちゃんの自販機を蹴ったというやつがいて、あといろいろなシャッターを蹴ったとか。うちのお店の隣の昔のかじやのシャッターを蹴ったとかいう人がいましたよ。これはもう、おとしになりますけど。そういった場合、全然機能しないカメラなんですよ。道路しか映していない、映してありませんから。交通事故用のカメラだと思いうんですけど。やっぱりですね、商店街の中につけてね、監視とかね、もう2週間で上書きしていくから、プライバシーなんてそこで乗り切れるわけですよ。事故、事件があった場合にそういうふうにして差し出せばいいじゃないですか。チップをね、SDを。だから別に何とかじゃないんですけど、なぜこれが町の商店街も、これ、ついていかないのかなあと思うんですね。だから僕は要望しませんよ。これは町の答えだって言うんだったら。それぞれが個人でカメラつけていけばいい話なんですからね。

それですね、フィリピンの大統領ドゥテルテ、ドゥテルテ大統領、御存じですか。フィリピンの大統領、過激発言ですごく有名じゃないですか。フィリピンのトランプとか言われてね、やゆされてから。この人ね、犯罪撲滅を最重要課題としてね、大統領になつとるわけですよ。大統領就任時からですね、麻薬撲滅のために厳しい態度で臨むことを表明していますね。就任後の施政方針演説でもね、麻薬王や資金源、そして密売人の最後の一人が自首するか、あるいは投獄されるまでやめないと。戦いをやめないと言うんですよ。彼らが望むなら、あの世に葬り去ってもよいと公言しました。またね、2015年のクリスマス前に犯罪者たちよ、今回がおまえら最後のメリークリスマスだと言い放ち、喝采を浴びました。御存じですか、これ。この大統領を、皆さん。僕が今、ここで言いたいのが、犯罪者たちよ、今回あなたたちの最後の議会となるんじゃないかって感想を述べまして、私の一般質問を終わります。

○議長 小田 武人君

以上で、田島議員の一般質問は終わりました。

○議長 小田 武人君

以上で本日の議事は全て終了いたしました。本日はこれをもって散会といたします。お疲れさまでございました。

午後1時03分散会
